(参考)平成30年度末時点のPCB廃棄物の保管等の状況及び令和元年度末時点への変化量

参考表1-1 PCB廃棄物の保管状況(平成31年3月31日現在)

廃	棄		物	Φ.	種	類	高濃度			低濃度			濃度不明		
并	来		1 20	の	俚	积	事業場数	保管量		事業場数	保管量		事業場数	保管量	
変	圧	器	(トラ	ン	ス)	418	約1,800 台	台	15,191	約50,000	台	710	約1,900	巾
□ :	ソデン	ン t	, –	(3 k	cg 以	上)	8,507	約47,000 台	ኅ	5,763	約23,000	台	856	約4,000	台
Π.	ソデン	ン t	, –	(3 k	g 未	満)	1,847	約1,300,000 台	台	1,017	約110,000	台	252	約13,000	卟
柱.	上変	圧	器(:	柱上	トラン	ノス)	1	- É	ኅ	282	約220,000	台	13	約3,000	台
安			Ī	Ē		器	9,906	約2,900,000 個	固	665	約64,000	個	801	約58,000	個
Р	С	В	を	含	む	油	512	約810 ト	ン	2,293	約17,000	トン	91	約170	ŀン
感	圧	E	Ř	复	写	紙	118	約120 ト	ン	67	約100	トン	11	約410	り
ゥ			_	E.		ス	1,004	約260 ト	ン	1,367	約320	トン	119	約23	り
0	F		ケ	-	ブ	ル	1	- ト	ン	67	約1,500	トン	0	0	ŀン
汚						泥	104	約440 ト	ン	245	約9,000	トン	43	約820	り
塗						膜	18	約20 ト	ン	181	約4,300	トン	6	約11	り
そ	Ø		他	Ø	機	器	322	41,116 £	台	4,190	34,500	台	178	2,123	台
そ	•		0)	•	他	1,602	約989 ト	ン	3,191	約13,191	トン	338	約381	トン

参考表1-2 平成30年度末から令和元年度末時点にかけての保管量の変化量

蕨	☆		#/m	Φ.	15	**		高濃度		低濃度	濃度不明		
廃	棄		物	Ø	種	類	事業場数	保管量	事業場数	保管量		事業場数	保管量
変	圧	器	(}	ラ	ン	ス)	-149	約-700 台	-1,115	約-7,000	台	5	約-100 台
۱ :	ノデニ	ンち	+ –	(3 k	(g 以	(上)	-1,246	約-14,000 台	-430	約-2,000	台	-53	約-1,400 台
= :	ノデニ	ソサ	+ –	(3 k	(g 未	: 満)	-226	約-420,000 台	458	約-10,000	台	-13	約 1,000 台
柱 .	上変	圧暑	居(村	主主	トラ:	ンス)	-	- 台	-38	約-50,000	台	3	約-2,400 台
安			定			器	-523	約-800,000 個	-87	約 1,000	個	-40	約-7,000 個
Р	С	В	を	含	む	油	-89	約-370 トン	-253	約-3,000	く	3	約-157 ^{トン}
感	日	Ē	複		写	紙	-46	約-82 り	8	約 60	トン	0	約 440 トン
ウ			I			ス	-195	約-140 ^{トン}	-157	約-50	く	-7	約7 ^り
0	F	4	ד	-	ブ	ル	-	- トン	-5	約-200	トン	0	را 0
汚						泥	-22	約90 り	-40	約-3,100	섟	-8	約-500 り
塗						膜	-9	約-15 ^り	105	0	く	-3	約-11 ^{トン}
そ	Ø		他	Ø	機	器	-101	-3,159 台	-998	-14,109	台	-14	-1,504 台
そ			の			他	-302	約-22 トン	-155	約 493	い	-52	約-115 ^{トン}

表1-1及び表1-2において、ドラム缶等各種容器にまとめて保管又は使用している場合など、変圧器等(「変圧器(トランス)」、「コンデンサー(3kg以上)」、「コンデンサー(3kg未満)」、「柱上変圧器(柱上トランス)」、「安定器」、「その他の機器」)が台数又は個数で計上できないもの、変圧器等以外で重量や体積で計上できないものについては、事業場数のみ計上した。

PCB等(「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「OFケーブル」、「汚泥」、「塗膜」)については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、1 = kgとして重量に換算して集計した。

届出時に台数の情報がなく重量等の情報が記載されている場合、以下の通り廃棄物・製品の種類に応じ仮定をおいて集計した。

- ・「変圧器 (トランス)」は、1,600kgを1台
- ・「コンデンサー(3kg以上)」は、54kgを1台
- ・「コンデンサー(3kg未満)」は、0.26kg又は0.28、0.002缶をそれぞれ1台
- ・「安定器」は、2.8kg又は1.9 、0.01缶をそれぞれ1個
- 「その他の機器」とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。

[「]その他」は、「その他機器」等を含む全ての廃棄物・製品の種類に分類できない物、又は複合汚染物である。

参考表 2 - 1 PCB 使用製品の所有状況(平成 31 年 3月 31 日現在)

# il		-		1=	**	高濃度				低濃度	濃度不明			
製	品	σ.	,	種	類	事業場数	所有量		事業場数	所有量		事業場数	所有量	
变	圧 器	(` ラ	ン	ス)	109	約230	台	11,022	約40,000	台	1,667	約4,600	台
Π:	ッ デ ン	サ -	(3	k g Ľ	以上)	1,112	約2,100	台	1,194	約3,500	台	1,856	約3,600	台
Π :	ッ デ ン	サ -	(3	k g <i>5</i>	k 満)	64	約12,000	台	111	約23,000	台	97	約1,500	台
柱	上変圧	器(柞	主上	トラ	ンス)	1	-	台	96	約36,000	台	4	51	台
安		定	?		器	1,397	約110,000	個	ı	ı	個	275	約13,000	個
Р	С	3 を	4	à t	油	8	約0.08	kg	70	約260,000	kg	7	0	kg
感	圧	裑	į	写	紙	0	0	kg	0	0	kg	0	0	kg
ウ		I	-		ス	1	約30	kg	2	約4,000	kg	2	約3	kg
0	F	ケ	-	ブ	ル	1	-	kg	86	約360,000	kg	0	0	kg
汚					泥	0	0	kg	1	約0.06	kg	0	0	kg
塗					膜	1	100,000	kg	16	約41,000	kg	1	0	kg
そ	Ø	他	Ø	機	器	18	87	台	1,752	8,134	台	185	758	台
そ		σ)		他	17	2,230	kg	241	1,091,663	kg	71	7,668	kg

参考表2-2 平成30年度末から令和元年度末時点にかけての所有量の変化量

4 11		•		1=	**		高濃度		低濃度	濃度不明			
製	品	0		種	類	事業場数	所有量	事業場数	所有量		事業場数	所有量	
変	圧 器	(}	ラ	ン	ス)	-53	約-110 台	-59	約-1,000	台	30	約-100	台
۵ :	v デ ン	サー	(3	k g 以	(上)	-303	約-500 台	-62	約 1,800	台	159	約 200	台
	ソデン	サ -	(3	kg未	: 満)	2	約-7,700 台	214	約-14,600	台	17	約-300	台
柱.	上変圧	器(枯	主主	トラ	ンス)	i	- =	7	約-25,000	台	4	-42	台
安		定			器	32	約-41,000 個	-	-	個	0	約-2,000	個
Р	C I	3 を	含	: ರ	油	4	約2 k	9 12	約 10,000	kg	2	約 22	kg
感	圧	複		写	紙	0	0 k	9 0	0	kg	0	0	kg
ウ		I			ス	0	約-19 k	9 1	0	kg	-2	約-3	kg
0	F	ケ	-	ブ	ル	ı	- k	9 2	約 70,000	kg	0	0	kg
汚					泥	1	23 k	g 2	約 11,000	kg	0	0	kg
塗					膜	0	-100,000 k	9 84	約 669,000	kg	3	0	kg
そ	Ø	他	Ø	機	器	-4	8 ⊭	-314	-1,285	台	-9	-112	台
そ		の			他	4	145 k	g 61	707,486	kg	0	-3,359	kg

表2 - 1及び表2 - 2において、ドラム缶等各種容器にまとめて保管又は使用している場合など、変圧器等(「変圧器(トランス)」、「コンデンサー(3kg以上)」、「コンデンサー(3kg未満)」、「柱上変圧器(柱上トランス)」、「安定器」、「その他の機器」)が台数又は個数で計上できないもの、変圧器等以外で重量や体積で計上できないものについては、事業場数のみ計上した。

PC8等(「PC8を含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「OFケーブル」、「汚泥」、「塗膜」)については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、1 = kgとして重量に換算して集計した。

届出時に台数の情報がなく重量等の情報が記載されている場合、以下の通り廃棄物・製品の種類に応じ仮定をおいて集計した。

- ・「変圧器(トランス)」は、1,600kgを1台
- ・「コンデンサー(3kg以上)」は、54kgを1台
- ・「コンデンサー(3kg未満)」は、0.26kg又は0.28、0.002缶をそれぞれ1台
- ・「安定器」は、2.8kg又は1.9 、0.01缶をそれぞれ1個
- 「その他の機器」とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。
- 「その他」は、「その他機器」等を含む全ての廃棄物・製品の種類に分類できない物、又は複合汚染物である。